

飯舘村第6次総合振興計画 パブリックコメントにおける意見及び回答			
No.	カテゴリ	質問・意見等	回答
1	パブリックコメントについて	ホームページ、役場庁舎、いちばん館、ふれ愛館のみの資料閲覧では、閲覧できる方が限られてしまいます。全戸配布（資料・意見提出用紙・返信用封筒）を求めます。	パブリックコメントの対象を「村内に住所を有する方、平成23年3月11日時点で村内に住所を有していた方、村内に勤務している方、村内に事務所又は事業所を有する個人または団体」としており、すべての対象者が閲覧可能な方法を取らせていただきました。また、10月1日から10月14日にかけて5回の住民懇談会の中で資料について説明をしており、その際にホームページ等でのパブリックコメントの周知を行っておりますので、全戸配布は検討しておりません。
2	パブリックコメントについて	募集期間が2週間では短すぎます。1か月程度を求めます。 当該計画は、村の根幹をなすものであるため、パブリックコメント募集については広く周知すべきです。帰村者等において、村ホームページから情報収集できる人がどれだけいるか、また、情報収集できたとしても、頻繁に村ホームページを見ている人がどれだけいるのかを考慮した上で、適切な周知方法及び時期とすべきです。 今回については、村ホームページ掲載が11月7日であることから、パブリックコメント募集の始期を2日程度早めれば、11月5日付のお知らせ版等による周知も可能であったと考えます。 これまでのパブリックコメントについても、意見がなかったとしているものがあるようですが、今後については、周知方法及び時期について、丁寧な実施をお願いしたい。	近隣市町村の同規模自治体の計画のパブリックコメントの実施状況等を参考にしながら、2週間が妥当であると判断いたしました。今後、第7次総合振興計画などの策定にあたっては、要望等を踏まえ、検討してまいります。
3	パブリックコメントについて	飯舘村公式YouTubeにて、後期計画の概要説明を求めます。資料だけでなく、動画説明があれば、村民はより理解しやすくなります。	YouTubeでの動画説明に関しては、実施の予定はありません。
4	パブリックコメントについて	お知らせ版にも掲載せず突然パブリックコメントがあり、村民の多くは分からないのではないのでしょうか。	6次総の見直し内容については、当初より直接村民に説明することが重要であるとし、住民懇談会の中での説明及び村民の生の声の聞き取りをする中で、詳細については村HPでの閲覧をお願いし、併せてパブリックコメント実施の周知をしてきたところです。さらに、お知らせ版では、8月5日号から9月20日号までの計4回にわたり、住民懇談会のお知らせを掲載し、村民への周知に努めてきたところです。

飯舘村第6次総合振興計画 パブリックコメントにおける意見及び回答			
No.	カテゴリ	質問・意見等	回答
5	パブリックコメントについて	突然ホームページ上に意見を求めるやり方は、議会軽視、村民軽視ではないでしょうか。	村のパブリックコメントは、近隣市町村や同規模自治体の計画や各種事業の事例を参考に実施しております。 まずは6次総見直し内容の根幹の部分を住民懇談会で説明させていただき、議会全員協議会の場でも説明させていただいたところです。その後、パブリックコメントにより素案について広く意見をいただいた上で、必要に応じて計画や施策に反映し、その上で最終案として議会に説明し、決議された内容を改めて村民に周知していくものと認識しております。
6	計画内容について	このパブリックコメントは、ただ急いでキャッチフレーズを変えたいだけで、本来の計画の見直しになっていないように思います。計画内容が今の村政運営に反映していないのではないのでしょうか。	後期計画は、前期計画のキャッチフレーズを変えたというものではありません。前期計画を、現状に合わせたものに見直し、より具現化した計画にしていく過程の中で、分かり易い表現を考えた中で、「村の将来像」として「明日が待ち遠しくなるようなわくわくする楽しいふるさと」と言い表したものとなっております。そのうえで、計画の見直しとして、計画素案8ページにあるとおり、前期計画の見直しで明らかになった点を踏まえ、それらを後期計画において反映いたしました。 また、見直しにおいては、令和4年度は8月から各種打合せに着手し、その後5回の庁内ヒアリングの実施及び3回の策定委員会の開催、また3回の庁内校正を実施いたしました。令和5年度につきましても、住民懇談会における村民への見直し概要の説明や2回の庁内校正、2回の審議会の開催等を行いながら見直しを実施しており、現在の村政運営と連動したものと認識しております。
7	計画内容について	農業基盤整備事業や産業団地整備等の事業について、後期計画に書き込むべきだと思います。事業を書き込まないと村民や国・県に伝わらないのではないのでしょうか。	計画素案8ページにあるように、前期計画の見直しの結果、ご提示いただいたような具体的な事業については、村の方向性を踏まえた施策を推進するための「手段」であるため、また随時見直しがかかるよう、別途作成の「実施計画」へ記載いたします。 例えば、お示しいただいた「農業基盤整備事業」は、計画素案24ページの個別施策2「農畜産業の環境づくり」を進める為に必要な事業となります。そのため、実施計画において、当該施策を推進するための手段として、この「農業基盤整備事業」を含めた各種事業について記載していきます。 なお、実施計画は、行政が実務者の視点をもって策定・運用するものとなりますが、皆さんにもご覧いただけるよう、ホームページ等で公開する予定です。 また、この後期計画を柱として、場面に応じて実施計画等も提示しながら国や県などの関係機関と協議していくことを想定しております。 なお、ご指摘を受けて、概要版へ現在の主要事業を記載するなど、引き続き分かりやすい計画の周知に努めて参ります。

飯舘村第6次総合振興計画 パブリックコメントにおける意見及び回答			
No.	カテゴリ	質問・意見等	回答
8	計画内容について	総合計画は、基本構想　基本計画　実施計画を一本のくしで通さないと作れないと思います。村の総合計画とは別なところで村政運営がされているのではないのでしょうか。	「実施計画」は行政が施策を実施するための計画であり、今回お示しした「後期計画」とは別冊となっていますが、その内容については後期計画内で示している基本構想・基本計画に基づくものとなっております。 また、計画素案の８ページでも述べているように、「前期計画」では計画の中に村づくりのキャッチフレーズや各種事業、分野ごとの「めざす姿」が記載されています。今回、分野ごとの「めざす姿」を、「後期計画」では「施策」として再整理しておりますが、前期計画と同じ目標を推進していることに変わりはありません。
9	計画内容について	国県の補助金をもらう時に、何を根拠にして説明をするのでしょうか。	総合振興計画は、村の最上位計画で、村づくりの大きな方向性を示すものです。国や県などの関係機関と協議していく際には、各施策などを示していくことを想定しております。
10	計画内容について	もう少し時間と手間をかけて、自分たちの言葉で今の村政に合わせた見直しをすべきではないのでしょうか。計画の策定には急いでも半年はかかるのではないのでしょうか。	後期計画の策定につきましては、令和４年度は８月から各種打合せに着手し、その後５回の庁内ヒアリングの実施及び３回の策定委員会の開催、また３回の庁内校正を実施いたしました。令和５年度につきましても、住民懇談会における村民への見直し概要の説明や２回の庁内校正、２回の審議会の開催等を行いながら見直しを実施しており、現在の村政と連動したものと認識しております。 また、今回の見直しでは、前期計画の専門部会で出された４つの基本方針は変更していませんため、改めて専門部会の開催はおこなっておりませんが、策定委員会や審議会については村民と学識経験者で構成されており、村民視点でのご意見もいただきながらの見直しであると認識しております。
11	計画期間について	後期計画は、総合振興計画内のものであっても、計画期間を定めるのであれば、一般的に計画期間前に策定するものであり、５年度が約８か月経過する現時点において未だ策定がなされていないことから、後期計画の期間は、６年度から７年度とすべきです。	第６次総合振興計画は令和５年度が中間年度であり、実際に見直しを実施する年度ではありますが、見直しが完了次第速やかに見直し後の計画を運用できるよう、計画の期間を令和５年度からとしております。

飯舘村第6次総合振興計画 パブリックコメントにおける意見及び回答			
No.	カテゴリ	質問・意見等	回答
12	P2 人口推計について	移住人数を60人と仮定した根拠が明確でないため、村が何をもってその推計値を妥当としたのか理解できません。※以降の推計についても同様です。	計画素案2ページのの「60人」という例につきましては、同ページの最下位の段落に記載しているとおり、「相当数の人に飯舘村に住みたいと思ってもらえる村づくりに取り組む必要がある」ということを分かりやすく伝えるため、極端な例として提示したものになります。
13	P11 財政の見通しについて	財政の実績と見込みは、歳入及び歳出について、年度ごとに、当初計画策定時の見込み（令和3年度から7年度）と計画年度終了時の実績（令和3年度から5年度）を折れ線グラフで表記すべきです。 そのうえで、3年度から5年度については、見込みと実績を比較検証し、乖離がみられる場合には、その要因を踏まえて6年度以降の見込みをどのように修正したか説明が必要です。	計画素案11ページの当該グラフの目的は、現時点での最新の財政の見通し、状況についてお示しすることであり、①復興関連事業が減っていき、通常事業が主になること②施設の維持管理の費用負担があることなど、将来を考えた財源確保への取組の必要性を共有することを目的としています。そのため、前期計画の見込みからどう変わっているかという点に関する説明は記載しておりませんが、ご指摘を踏まえ、引き続き分かりやすい計画づくりに努めて参ります。
14	P13 社会背景について	社会情勢のキーワードは、一般的な事項で、村においては、どのように関係（影響）しているのか説明が必要です。 村づくりの視点と社会情勢のキーワードの関連の説明が必要です。	「社会情勢のキーワード」は、後期計画策定時点の社会背景等を読者の皆様と共有するために記載したものであり、また、変化が激しいものでもあるため、すべての施策に関連付けているわけではありません。しかし、施策との関連があるものに関しては、計画素案23ページからの分野ごとの基本計画の中でその旨を記載しています。 なお、毎年度の事業を実際に実施していくにあたっては、社会情勢の動きを踏まえたものにすることが必要不可欠であるため、実施計画についてはより社会情勢を反映したものとしていく予定です。